

平成 29 年 9 月

大津市長  
越 直美 様

大津市障害者自立支援協議会  
会長 藤木 充  
発達障害部会  
部会長 小崎 大陽

## **来年度以降を見すえた、 大津市における発達障害児者支援の現状と課題の整理【提言】**

来年度からの新たな「おおつ障害者プラン」および「大津市障害福祉計画」（第 5 期）に向けて、様々な会議等で検討いただいております。それに関しまして、大津市障害者自立支援協議会の発達障害部会でも各機関の現状共有や意見交換、および、課題の整理等をいたしました。下記はそれについてのまとめになっておりますが、その内容が新たな「プラン」等に反映され、大津で暮らす発達障害児者やその家族等、延いては、大津市民全体のより良い暮らし・育ち等につながることを希望いたします。

よろしく願いいたします。

記

### **1、専門相談について**

#### ①高校生年代の子どもへの専門相談

別紙「大津市における発達障害児者支援についての要望書」をご参照ください。

#### ②相談員の不足

例えば、大津市発達障害者支援センターかほんであれば、個別相談の初回面談まで 2 週間～1 ヶ月程度を要しており、相談員が面談に時間を割いて平日でも丸々 1～2 日間電話対応できないこともあります。また、専門機関のもう一つの主要業務である支援者支援についても、新規ケースですと初回相談まで 2～3 ヶ月程度の待ち時間が生じています。このような状況では、当事者の状態に応じてタイムリーに相談に乗ることがあまりに難しく、待ち時間の間に状況が深刻化することや各機関の人材育成等にも支障が出ています。

加えて、高校・大学年代における相談支援は“ペース感”の違い（卒業に向けて速さが必要）があり、それへの対応の必要性は改正発達障害者支援法に基づく滋賀県発達障害者地域支援協議会の中でも指摘されたところです。

さらには、専門相談機関における個別相談支援は、現在基本的に当事者が機関へ来所する形となっております。しかし、感覚面や対人関係や成育歴などの、こじれや困難さによって自宅から出ることが難しいものの、専門相談の有効性・必要性が感じられるケースが一定数おられます。こういったケースに対して、自宅訪問による相談支援までできていないのが現状です。

以上の状況を踏まえれば、根本的な相談員の数の不足は否めず、その対策として財政面の確保が必要です。

### **2、日中の支援について - 発達障害に特化した就労訓練や“居場所”の必要性**

#### ①就労移行訓練事業所の必要性

発達障害に特化した就労移行事業所が、大津市にはありません。全ての発達障害者がそこを経て就労につながるわけではありませんが、特化しない事業所に発達障害の方が多く在籍し、その事業所とのミスマッチで当事者も事業所も苦労している現状が、滋賀県モデル事業「発達障害者自立支援事業」の中でも確認されています。発達障害等により一気に一般的就労が難しい方が、二次障害でより支援の対象になってしまうのではなく、より自立的に就労・生活できるための中間的な移行の場が必要です。

## ②高校・大学生に対する就労移行訓練事業所の役割

成人してからの自立的な就労・暮らしに向けて、高校・大学生年代での自己理解は大変重要です。発達障害特性がある場合は、特に自己理解を深めるための実体験の場が必要です。一般的には、それがアルバイト等になるわけですが、障害特性や成育歴によっていきなりアルバイトをすることが難しい学生が一定数います。そういった学生に対する実体験の場として、就労移行事業所・自立訓練事業所を実習という形で利用することがありますが、発達障害に特化した就労移行等の事業所そのものが無い現状では、実体験の機会確保が困難です。また、実習を受け入れる事業所にとって、実習は本利用に向けた体験が基本的な目的であり、本利用の可能性が小さい・可能性があっても数年後になるケースの受け入れは、ボランティアとして行っている状況です。

以上を踏まえ、まずは発達障害に特化した就労移行や自立訓練事業所が必要です。また、自己理解のための実体験の場として当事者を受け入れた際に、一定の収入を得られる形が模索できないか、と考えます。

## ③就労訓練以前の、自宅以外の“居場所”として

例えば、対人関係等に難しさを抱え二次障害が生じ、就労等ができていない発達障害児者にとって、サロンや当事者サークルなどの“居場所”は、就労など自宅外の集団への復帰を目指すにあたって、中間施設として重要な資源となります。この“居場所”として、精神障害の方を主たる対象とするサロンなどがありますが、発達障害に特化された環境でないために適応できず、ひきこもり等の状態に戻らざるを得ない方もおられます。あるいは、サロンの支援者や他利用者が、発達当事者との対人関係に苦慮せざるを得ない状況になっていることもあります。

したがって、就労訓練等とともに、“居場所”作りも併せて検討する必要があります。

## 3、暮らしの支援について-家族への支援について

家族支援として、大津市内には「ペアレントトレーニング」などの研修の機会があり、障害のある家族の会も一定数あります。ただ、家族が当事者支援について著しく困ったときに、専門相談機関に相談に行く等の対応が中心とならざるを得ないことがあります。また、知的障害のあるいわゆる『行動障害』の当事者の場合は、その専門相談機関での相談すらできないため、障害のある方全般に対する相談支援事業や居宅支援の利用等で現在の課題に何とか対応せざるを得ないこともあります。（もちろんそれで十分な対応となる場合もあるが、一方でより専門相談が必要なケースもある。）

職業としての支援者であれば、日常的に他人（同僚）の支援に触れることもできるし相談相手がいてOJT機能もあります。その結果、いわゆる専門性が深まりやすいですが、家族にはそれがありません。そして、面談等だけで不十分なご家族が、家庭の中で問題を抱えすぎたり孤独になりやすく、虐待等への発展もあり得ます。その問題が、就労場所や日中活動事業所ではなく、通常最も長時間を過ごす各家庭で起こっています。

以上の状況を踏まえると、改正発達障害者支援法にも言及されている通り、家族へのきめ細かな支援にも目を向ける必要があります。例えば、専門相談機関が中心となって知的障害の有無にかかわらず全てのライフステージに対応した幅広い家族支援や、当事者・家族組織への後方支援が、大津市の支援体系の中に位置づけられると良いか、と考えられます。

## 4、連携に関して - 専門相談機関におけるインテーク(初回窓口)の有効性

昨年度改正された発達障害者支援法においては、「切れ目のない支援」がそのポイントの一つになっています。また、当部会や滋賀県発達障害者地域支援協議会など様々なところで、連携の重要性が長らく指摘されています。

しかし、例えば教育機関から福祉機関と連携しようにも、非常に多くの機関があり、複雑で連携の仕方のみならずまず連携すべき機関が分かりにくいといった現状もあります。仕事として支援を行う者がその現状ですから、当事者や家族等の方には尚更かもしれません。また、当事者等の方にとっては、支援者の役割分担や連携によって、十分に理解できないままに主たる対応機関が替わったり多くの機関が関わり、複雑さを感じることもあります。

ただし、担当省庁・部課等の違いなどから様々な機能を完全に集約することは困難です。むしろ、それぞれ別々の専門性として機能し、それらが連携するからこそ円滑に進む支援もあります。

以上の状況に対して、専門相談機関 - 例えば大津市であれば発達障害者支援センターかほん - がインテーク(初回窓口)として設定される有効性が、いくつかの自治体・機関で見られています。そこで初期の聞き取りや様々な機関や役割分担の全体像を紹介することで、当事者や様々な機関の初期の混乱が少なくなっています。来年度以降の専門相談体制の改変があり得ますが、その中で発達障害分野についてもインテークの窓口が一定明確に設定されると良い、と考えます。

### 参考-今年度の部会の実施状況

#### ①実施日

5月12日、7月7日、9月8日

#### ②主たる議題など

- \* おおつ障害者プラン等に関する意見交換・意見集約
- \* 「切れ目ない支援」(各分野・機関の連携)を“現場”レベルで進める、一つの手立てとしての、共通の利用者情報記入書式の作成。今後、それを使用したケース検討の実施を予定。

#### ③参加団体

##### 行政

大津市障害福祉課、 滋賀県障害福祉課

##### 専門相談

社会福祉法人おおつ福祉会 大津市発達障害者支援センターかほん、 社会福祉法人しが夢翔会 大津市発達障害者支援センター、 大津市子ども発達相談センター、 滋賀県発達障害者支援センター

##### その他の相談系など

精神障害者地域生活支援センターオアシスの郷、 障害者相談生活支援センターやすらぎ、 やまびこ生活支援センター相談課(大津市障害者自立支援協議会事務局)、 おおつ働き暮らし応援センター Hatch、 滋賀県地域若者サポートステーション、 大津市保健所、 すこやか相談所、 滋賀県精神保健福祉センター

##### 当事者

滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa

##### 福祉サービスなど

放課後等デイサービス フレンズ、 花きりん、 セレンディップ、 lhoujin・ハーフステップ、 ジョブカレ

##### 教育

北大津養護学校、 草津養護学校、 滋賀大学教育学部附属特別支援学校、 比叡山高校、

## **大津市における発達障害児者支援についての提言書**

爽秋の候、貴職におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素より障害のある子ども・成人とりわけ発達障害児者の支援にご尽力いただき、感謝に堪えません。

さて、来年度からの新たな「おおつ障害者プラン」および「大津市障害福祉計画」（第 5 期）に向けて、様々な会議等で検討いただいております。それに関しまして、大津市障害者自立支援協議会の発達障害部会でも各機関の“現場”の現状共有や意見交換、および、課題の整理等をいたしました。そのまとめは別紙「来年度以降を見すえた、大津市における発達障害児者支援の現状と課題の整理【提言】」の通りですが、そのうち次の「おおつ障害者プラン」の対象期間 5 年というスパンではなく、より切迫性の高い課題につきまして、下記の通り提言させていただきます。

大津で暮らす発達障害児者やその家族等のため、延いては、大津市民全体の暮らしの向上や子どもたちの豊かな育ちのため、提言内容をご高覧ください、必要な検討・実施をしていただければ幸甚です。よろしく願います。

記

**高校生年代の子どもへの発達障害専門相談支援を実施できるよう、  
部課の枠組みを越えて検討し、財政面を含む必要なご対応をしてください。**

現在大津市では、福祉分野における発達障害に専門的な支援として、大津市子ども発達相談センターおよび大津市発達障害者支援センターかほんが整備されています。その個別相談の対象年齢は、基本的に、子ども発達相談センターは 3 歳 6 ヶ月から中学生まで、また、発達障害者支援センターかほんは 18 歳以上に設定されています。つまり、高校生年代の大津の子どもは、市内で発達障害にかかる専門的な相談を受けられない状況にあります。

しかし、高校生年代における支援は、その数年後に大学進学・就職し、さらには、就職後長くに渡って大きな問題なく就労・生活していくために、非常に重要な期間です。具体的には、発達段階の視点では特に自分自身と向き合い“自分自身”を創り自分自身を確認する時期です。そこでの自己理解・自己対処力の深化が、社会に出てからの就労や生活の質を大きく左右することは、滋賀県による「高校・大学を対象とした発達障害キャリア支援モデル事業」等でも指摘されています。この自己理解の向上に重要な方法の一つに、家族だけでなく高校生自身が相談支援を受けられることがあります。さらには、昨年度改正された発達障害者支援法においても、「切れ目のない支援（当事者のライフステージを通じてという“縦”の意味と、各分野の連携という“横”の意味両方において）」や「地域の身近な場所で受けられる支援」がポイントとなっています。

以上を踏まえ、高校生年代という切れ目を作らず大津市内の身近な場所で発達障害専門相談支援を受けることができるよう、必要な検討や専門性のある人材確保・育成、および、財政面の確保をお願いいたします。また、現在子ども発達相談センターと発達障害者支援センターかほんは、大津市行政内で所管する部課が異なっています。その意味では、高校生年代への専門相談を検討する上で、行政と支援“現場”との共同だけ

でなく、部課の枠組みを越えた検討・共同をお願いしたく存じます。